

西紋別地区環境衛生施設組合公募型指名競争入札要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西紋別地区環境衛生施設組合（以下「組合」という。）が発注する広域ごみ処理施設建設工事の請負契約における公募型指名競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公募型指名競争入札」とは、対象工事の概要、入札参加資格要件等を公告し、入札参加を希望する者の中から指名業者を選定して行う入札方式をいう。

(対象工事)

第3条 公募型指名競争入札の対象工事は、一般競争入札及び制限付一般競争入札に付するものを除き、工事の性質又は目的により、西紋別地区環境衛生施設組合建設工事等請負業者資格審査及び指名等に関する規程（平成21年訓令第1号。以下「指名等規程」という。）第10条に規定する建設工事等請負業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）が適当と認めるものとする。

(入札参加希望者の公募)

第4条 組合長は、公募型指名競争入札を行うときは、対象工事について次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 工事名、工事場所、工期及び工事の概要
- (2) 次条各号に掲げる入札参加資格要件
- (3) 入札参加申請の受付期間及び受付場所
- (4) 指名されなかった場合にその理由の説明を求めることができる旨
- (5) 申請に必要な書類その他組合長が必要と認める事項

2 前項の公告は、西紋別地区環境衛生施設組合契約に関する規則（平成21年規則第3号）第4条の規定を準用する。

(入札参加資格要件)

第5条 公募型指名競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 組合の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 対象工事と同種かつおおむね同規模以上の工事の元請としての受注実績があること。
- (3) 対象工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が2年以上あること。
- (4) 対象工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を確保できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (6) 公告の日から入札執行日までの間に指名等規程第16条の規定による指名の停止を受けておらず、かつ、西紋管内各市町村による指名の停止を受けていない者であること。

- (7) 対象工事に係る設計監理業務等の受託者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (8) その他工事の性質に応じ、組合長が必要と認める事項
(入札参加申請)

第6条 公募型指名競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、公募型指名競争入札参加資格審査申請書（様式第I-1号。以下「申請書」という。）及び次の各号に掲げる技術資料等を組合長に提出するものとする。

- (1) 同種工事施工実績調書（様式第I-2号）
- (2) 配置予定技術者実績調書（様式第I-3号）
- (3) 配置予定技術者資格調書（様式第I-4号）
- (4) その他指定事項の要件を満たす書類

2 前項の申請書及び技術資料等の提出方法は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

（技術資料等作成費用の負担等）

第7条 技術資料等の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

- 2 提出された技術資料等は、入札参加希望者には返還しないものとする。
- 3 組合長は、当該技術資料等を入札参加希望者に無断で他の目的のために使用してはならない。

（指名業者の選定）

第8条 組合長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める申請者の中から指名業者を決定する。

- 2 組合長は、前項の規定により指名業者を決定するときは、指名委員会が適当と認める申請者を指名業者とするものとする。
- 3 組合長は、前項の規定により指名委員会が適当と認める申請者が1以下であるときは、改めて組合の入札参加資格者名簿に登録されている者の中から指名して入札を行うものとする。
- 4 組合長は、第1項の規定により指名業者を決定したときは、速やかに対象工事の入札参加者として指名し、申請者に通知するものとする。

（指名できない者）

第9条 組合長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、対象工事の入札参加者として指名することができない。

- (1) 第5条各号に掲げる入札参加資格要件を欠くことになったとき。
- (2) 第6条第1項の規定に基づき提出した申請書その他の書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

（理由の説明）

第10条 入札参加者として指名されなかった申請者は、組合長が指定する日までに、その理由について書面による説明を求められることができる。

- 2 組合長は、前項の説明を求められたときは、非指名理由説明書（様式第I-5号）により回答するものとする。この場合において、組合長は、当該回答を行う前に、あらかじめ

め指名委員会の議を経なければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、公募型指名競争入札の執行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月17日から施行する。

(様式第 I - 1 号)

公募型指名競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

西紋別地区環境衛生施設組合
組合長 様

申請者 会社名(共同企業体名) 代表者名 電話番号 ⑩

平成 年 月 日付けで入札公告のありました

工 事

の公募型指名競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者でないこと、並びにこの申請書及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

注意 この申請は入札を義務付けるものではありません。

(様式第 I - 2 号)

同種工事施工実績調書

会社名 _____ ⑩

(枚の内 枚目)

同種工事の条件		
工 事 名 称 等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態	単体 / ・ 共同企業体 (出資比率 %)
工 事 概 要 等	構造形式	
	規模・寸法等	
	使用機材	
	数量	
	設計条件	

- 注1. 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。
2. 受注形態は、該当しないものを抹消すること。
3. 工事概要等は、公告において明示した工事と同種施工実績について、適格に判断できる最小限度の事項を記載すること。
4. 当該工事に係る請負契約書、共同企業体での受注の場合は共同企業体協定書の写しを添付すること。
5. 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間の元請工事(共同企業体の場合は代表構成員)について記載すること。

(様式第 I - 3 号)

配置予定技術者実績調書

会社名 _____ ⑩

配置予定技術者氏名			
法令による免許		資格の名称	
		取得年月日	年 月 日
		免許番号等	
工 事 概 要 等	工 事 名		
	発 注 機 関		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	従 事 役 職 (○を付する)	1.監理技術者 2.主任技術者 3.現場代理人 4.その他	
	受 注 形 態	単体 / ・ 共同企業体 (出資比率 %)	

注1.施工場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。

2.受注形態は、該当しないものを抹消すること。

(様式第 I - 4 号)

配置予定技術者資格調書

会社名 _____ ⑩

氏 名	
法令による免許	<p>[技術者の資格]</p> <ul style="list-style-type: none">指定建設業監理技術者証又は監理技術者資格証を有している者。 <p>※ 上記の取得年月日、登録番号を記入する。また、上記の資格を証する資格者証の表と裏の写しを添付すること。</p>

(様式第 I - 5 号)

文書番号第 号

年 月 日

申請者

住 所

会社名

代表社名 (代表会社名) 様

西紋別地区環境衛生施設組合

組合長

印

非指名理由説明書

下記工事において、指名業者としなかった理由について、つぎのとおり説明します。

工事名	
指名業者としなかった理由	